

北広島町国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）1月

北広島町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画作成の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の位置付け、推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 計画の基本目標と事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・ 2

第2章 強靱化の取組に対する北広島町の特性と自然災害

- 第1節 北広島町の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2節 対象とする自然災害（想定リスク）・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 強靱化計画

- 第1節 計画の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第2節 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ・・・・・・・・・・ 20
- 第3節 脆弱性評価・分析を踏まえた目標推進方針・・・・・・・・・・ 21
- 第4節 横断的分野の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第1章

計画の基本的な考え方

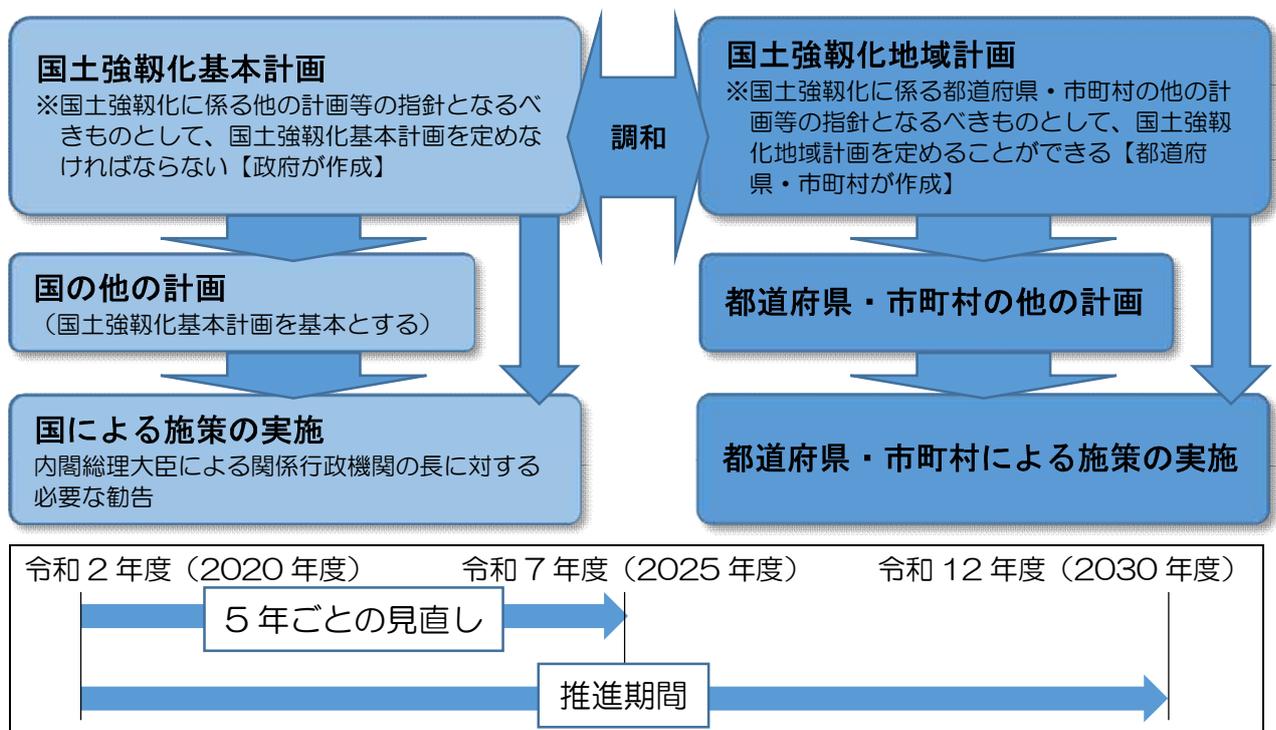
第1節 計画作成の主旨

近い将来の発生が危惧されるM（マグニチュード）9.0クラスの南海トラフ巨大地震や昨今の異常気象に伴う想定外の「大規模自然災害」に対し、国、県及び近隣市町等との連携を密にして立ち向かうことのできる【強さ】と【しなやかさ】を備えた「強靱なまち 北広島町」を推進するため、現行の防災対策のみならず、まちづくり・産業施策も考慮した「北広島町国土強靱化地域計画」を作成する。

第2節 計画の位置付け・推進期間

国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年（2013年）法律第95号。以下「基本法」という。）第14条に基づき、国土強靱化基本計画（平成26年（2014年）6月閣議決定。以下「基本計画」という。）と調和を保ち、北広島町長期総合計画などの各種計画と整合性を持った、北広島町の国土強靱化に係る各種施策の指針となる計画である。

なお、広島県国土強靱化地域計画（平成28年（2016年）3月作成。以下「県計画」という。）との調和規定は、法律上、設けられていないが、基本法第6条で国土強靱化の基本理念の実現を図るため、互いに連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されていることから、県計画との調和が確保されることが望まれる。また、本計画の推進期間を令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし、原則として5年ごとに見直し・修正を行う。



第3節 計画の基本目標と事前に備えるべき目標

(1) 基本目標

北広島町（以下「本町」という。）の強靱化に向けた基本目標として、基本計画及び県計画に基づき、以下のように定める。

いかなる大規模な自然災害が発生しようとも、

- ①町民の生命の保護を最大限図る
- ②町や地域社会の重要な機能を致命的な障害を受けずに維持する
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- ④本町の迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

本町の強靱化に向けた事前に備えるべき目標として、基本計画及び県計画を踏まえつつ、活力ある地域づくりにつなげていくため、基本目標に加えて、以下の8つの目標を定める。

- ①大規模自然災害が発生した場合でも、人命の保護を最大限図る
- ②大規模自然災害が発生した直後から、救助、救急、医療活動を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても生活や経済活動に必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次被害を発生させない
- ⑧大規模な自然災害が発生した直後でも、地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する

第2章

強靱化の取組に対する北広島町の特性と自然災害

第1節 北広島町の特性

(1)自然環境特性

①地勢

本町は、広島県の北西部に位置し、北西部は大佐山、天狗石山、阿佐山などの1,000m級の中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接している。こうした稜線を有する町の北西地域は、県境付近以外にも臥竜山などの1,000m級の山があり、集落地や農地は高原状の地形となっており、北東地域でも、北西地域よりも標高は低いものの、江の川やその支流沿いに平地部が広がり、寒曳山などの山々やそれから伸びる丘陵地とともに、高原状の地形を構成している。これら高原状の地域の南には、江の川沿いにまとまった平地が、盆地状に広がるなだらかな丘陵地から主として構成される地域や山々に抱かれながら、高原や盆地、丘陵地、谷間などの多様な地形条件で構成される地域が広がっている。

②地質

本町の地質は、中生代白亜紀後期に火山から噴出されて急激にマグマが冷えて固まった火山岩の一種の流紋岩類とマグマがゆっくり冷えて固まった火成岩の一種の花崗岩類で構成されている。流紋岩は、鉱物結晶のきめが細かく、水がしみ込みやすく、浸食作用に耐える性状を有するが、町域の大部分を占めている花崗岩は、結晶粒子が大きくかつ鉱物結晶の熱膨張率が異なるため、粒子間の結合が弱まり、表面が風化しやすく非常にもろく崩れやすくなる。このようにして生じた砂の真砂土は、強い降雨により多量の砂が流れ出し土砂災害を起こしやすい特性を有している。

③河川

本町は、中国地方を代表する江の川水系と太田川水系の2つの源流域に当たり、主として東側が江の川水系、西側が太田川水系となり、それぞれが日本海と瀬戸内海の2つの海につながっている。

④気象

本町の北部は、豪雪地帯に属し、瀬戸内海の沿岸部に比べると、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼で寒暖の差が大きい中国山地内陸性の特性を有しており、また、南部は、降雪量は少ないものの、北部に比べ降雨が多い。地域により地形条件が異なることから、降雪量や降雨量の地域差が大きい。

本町に設置されている気象観測所（北広島町大朝）での、平成30年（2018年）と令和元年（2019年）の降水量と気温は次のとおりである。梅雨時の長雨やゲリラ豪雨と夏から秋にかけて襲来する台風による被害を受けることが多い。また、気温は30年ほど前は日平均11℃であったが、直近では約2℃ほど上昇しており、

降水量は年単位ではばらつきはあるが、長期的には増加傾向にあり、水害のリスクは年々高まっている。

年	降水量 (mm)		気温 (°C)				
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低	最高	最低
昭和63年 (1988年)	1,862.0	240.0	11.0	16.0	6.1	30.9	-10.8
平成30年 (2018年)	2,203.5	159.0	12.3	18.2	6.8	36.2	-16.9
令和元年 (2019年)	1,711.5	105.5	12.6	18.6	7.1	35.5	-7.4

(出典：気象庁HP「過去の気象データ」)

(2) 社会環境特性

① 人口・世帯

本町の令和2年(2020年)12月末時点の住基人口は18,220人、世帯数8,536世帯、65歳以上の人口(以下「老年人口」という。)は7,001人となっている。合併当初の平成17年(2005年)12月末の住基人口が21,412人で、その時点と比較すると、住基人口は3,192人減少している。また、平成27年(2015年)国勢調査による人口は18,918人であるが、町外への通勤・通学による流出人口が1,686人、町内への通勤・通学による流入人口が3,786人で、昼間人口は21,018人(2,100人増)となっている。

② 社会条件

本町は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線が開通し、2か所のインターチェンジが設置される山陰山陽の中間における交通の要衝となっている。基幹産業は農業であるが、道路交通網の発展に伴い整備された産業団地への企業進出等により、第2次産業、第3次産業の就業者割合が高くなっている。

(3) 災害の状況

① 風水害

本町は、江の川と太田川の2つの水系の源流域に当たり、中国山地に抱かれた中山間地域に位置していることから、台風、豪雨等の異常気象により、土砂崩れ、河川の護岸崩壊、道路や農地等の浸水被害が起こりやすい状況となっている。

② 地震

平成13年(2001年)に発生した芸予地震が、近年発生した大規模な地震であり、本町では震度5強が観測され、家屋の一部損壊39棟に被害が生じた。

第2節 対象とする自然災害（想定リスク）

本町において対象とする自然災害に関しては、

- ①南海トラフ巨大地震の今後の30年以内の発生確率が70%~80%となっていること
- ②どこにでも起こりうる直下型地震が懸念されること
- ③近年、台風・ゲリラ豪雨等による集中豪雨が頻発していること
- ④これらの災害が同時または連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

などから、次のようにリスクを想定する。

自然災害の種類	想定する規模等
南海トラフ巨大地震	南海トラフ巨大地震被害想定で公表されたマグニチュード9クラスの海溝型地震による災害等を想定する
どこにでも起こりうる直下型地震	筒賀断層及び弥栄断層を震源とする地震でマグニチュード7.7~7.8クラスの直下型地震を想定する
台風やゲリラ豪雨等の災害	大雨による内水氾濫（水路から水が溢れて浸水する）や外水氾濫（河川が堤防を越えて（決壊して）浸水する）を想定する
複合災害	台風が連続して襲来する場合や、南海トラフ巨大地震で被災し、復旧段階の状況で異常気象等による災害の発生を想定する

①南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く、深さ 4,000m級の南海トラフと呼ばれる海溝を震源とする地震であり、過去にも 100 年から 150 年に一度ほどの頻度で南海トラフを震源とする地震が発生しており、今後 30 年以内に 70%~80%の確率で起こるとされている。

本町の場合、震度 4 以下~5 強までの揺れが想定され、家屋の倒壊等の建物被害や道路等の社会インフラへの被害が想定される。

なお、広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年（2013 年）10 月）による本町に関する結果（被害が最大となるシーン 冬、深夜、風速 11m/s）を次に示す。

地震動面積割合（%）

震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
20.4	74.1	5.5	0	0	0

液状化沈下量面積割合（%）

対象外	S=0.0m	0.0m<S<0.1m	0.1m≤S<0.3m	0.3m≤S<0.5m	0.5m≤S
20.4	57.5	22.1	0	0	0

液状化 PL 値面積割合（%）

対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30≤PL
20.4	57.5	22.1	0	0	0

土砂災害危険度ランク A の箇所（箇所）

急傾斜地	地すべり	山腹崩壊
0	0	0

建物全壊（棟）

揺れ	液状化	土砂災害
0	98	0

建物半壊（棟）

揺れ	液状化	土砂災害
68	314	0

火災による建物被害（件、棟）

出火件数	残出火件数	焼失棟数
0	0	0

死者（人）

建物倒壊	屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	ブロック塀等の倒壊

負傷者（人）

建物倒壊	屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	ブロック塀等の倒壊

負傷者のうち重傷者（人）

建物倒壊	屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	ブロック塀等の倒壊

要救助者（人）

揺れによる
0

ライフライン被害（人、軒、回線）

上水道	下水道	電力	通信
断水人口	支障人口	停電軒数	不通回線
244	2,161	2	3

道路被害（箇所）

直轄道路	直轄国道以外
2	32

避難者（当日、1日後）（人）

避難所	被害時要援護者	避難所外
65	15	43

帰宅困難者（人）

帰宅困難者	滞留者
1,278	2,304

物資需要量（当日、1日後）（食、水、枚、基）

食料	飲料水	毛布	仮設トイレ
232	732	129	22

災害廃棄物発生量（万 t）

可燃物	不燃物
0	1

エレベータ被害（人）

閉込者数
0

危険物施設被害（箇所）

火災	流出	破損等
0	0	0

文化財被害（件）

国宝、国指定重要文化財		県指定重要文化財	
揺れ	火災	揺れ	火災
0	0	0	0

孤立集落（集落）

農業集落	漁業集落
0	0

ため池（危険性高）（箇所、人）

箇所	影響人口
0	0

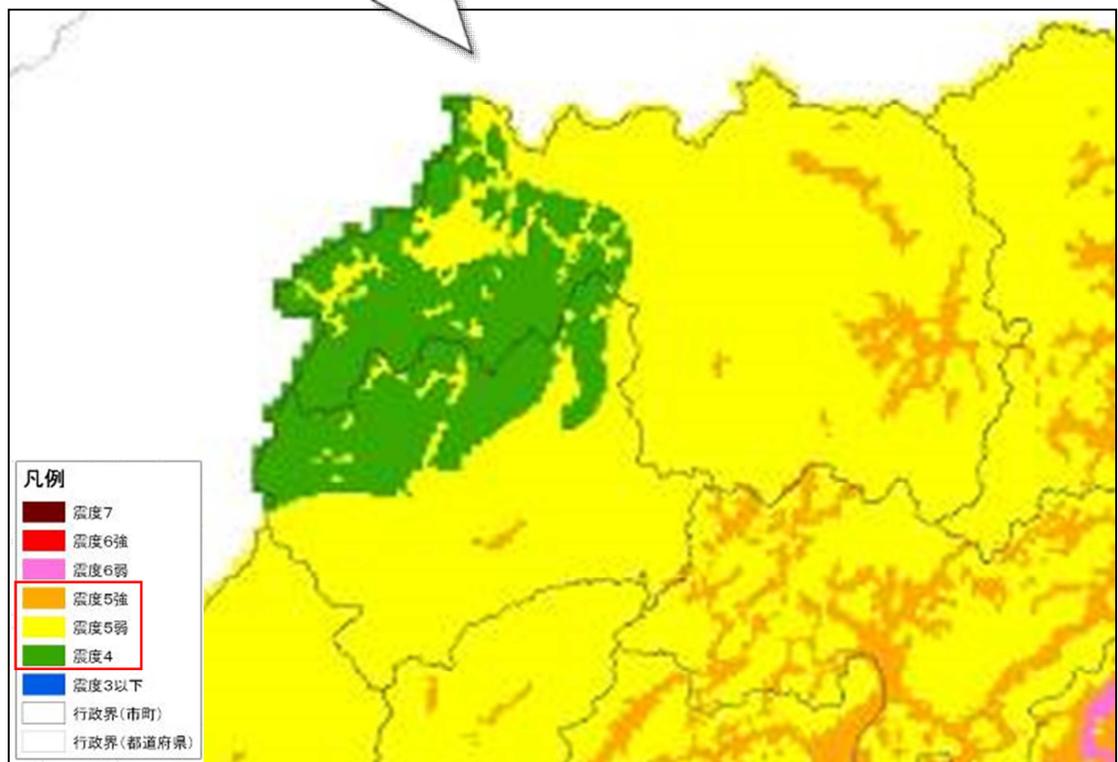
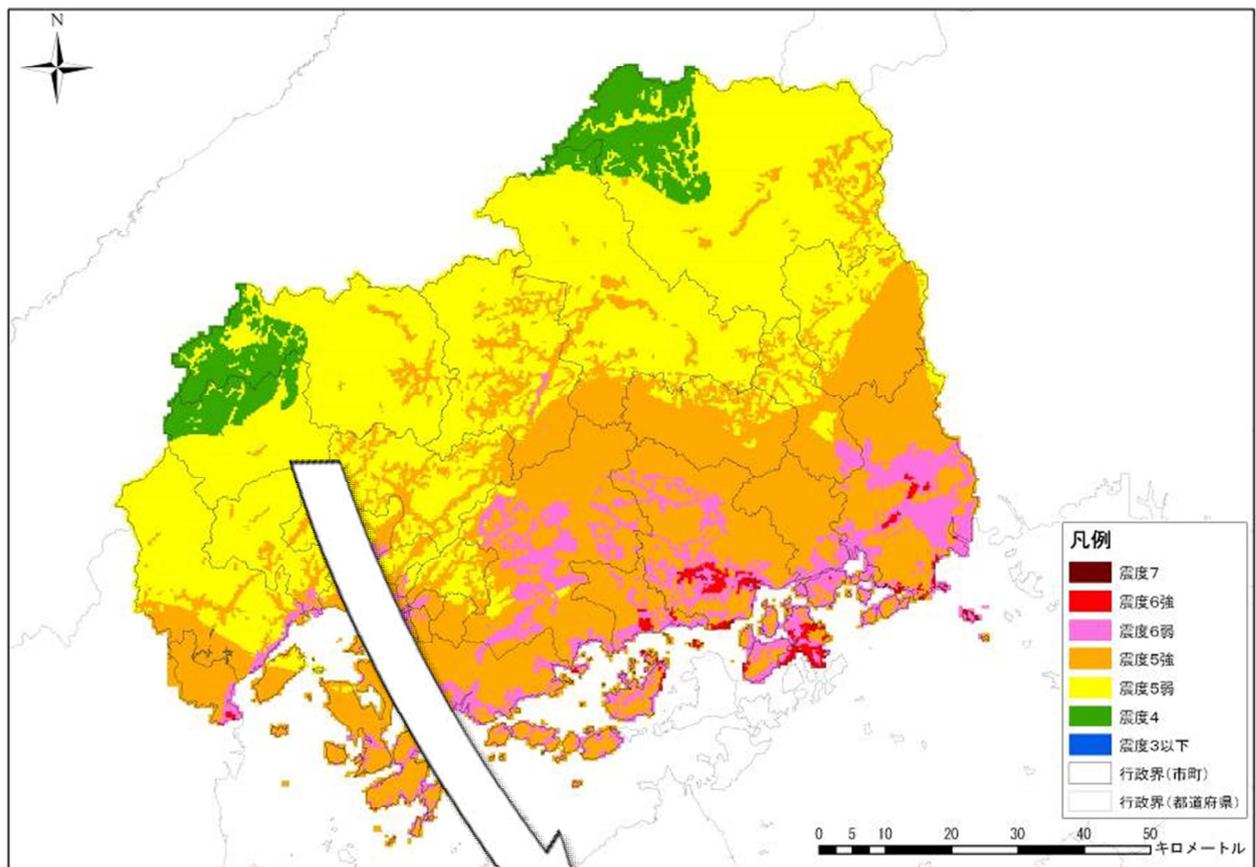
重要施設（機能支障有）（棟）

災害対策	避難	医療
0	0	0

経済被害（直接被害）（億円）

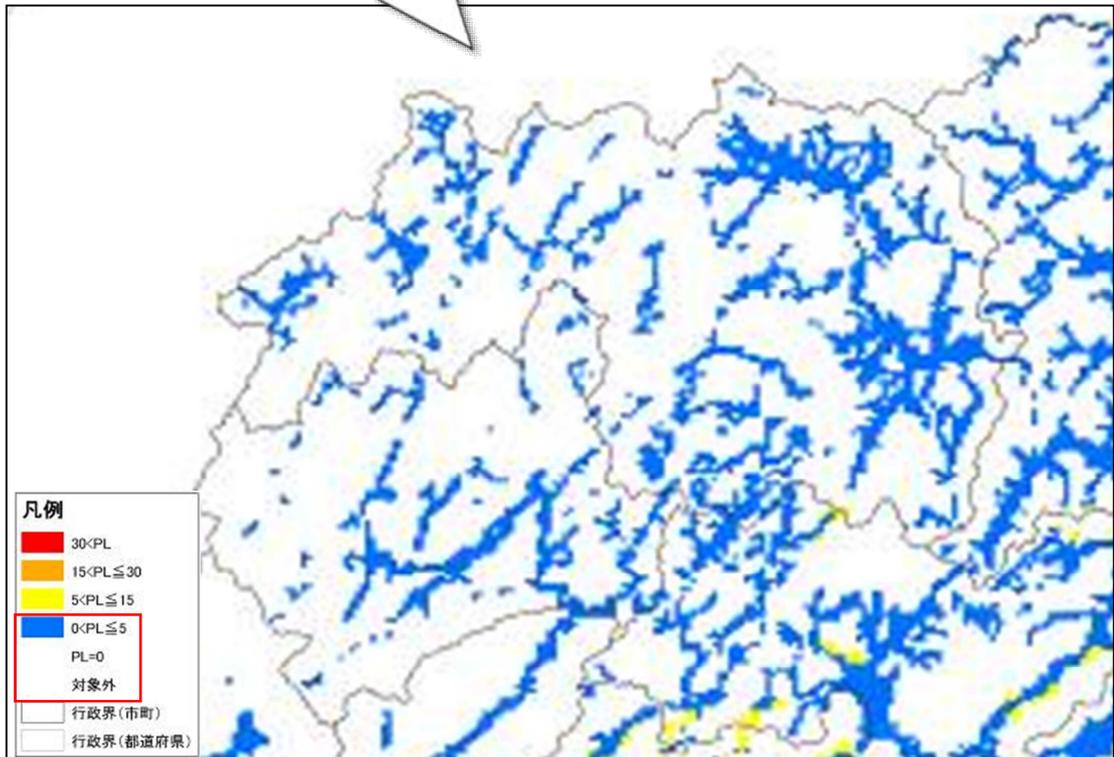
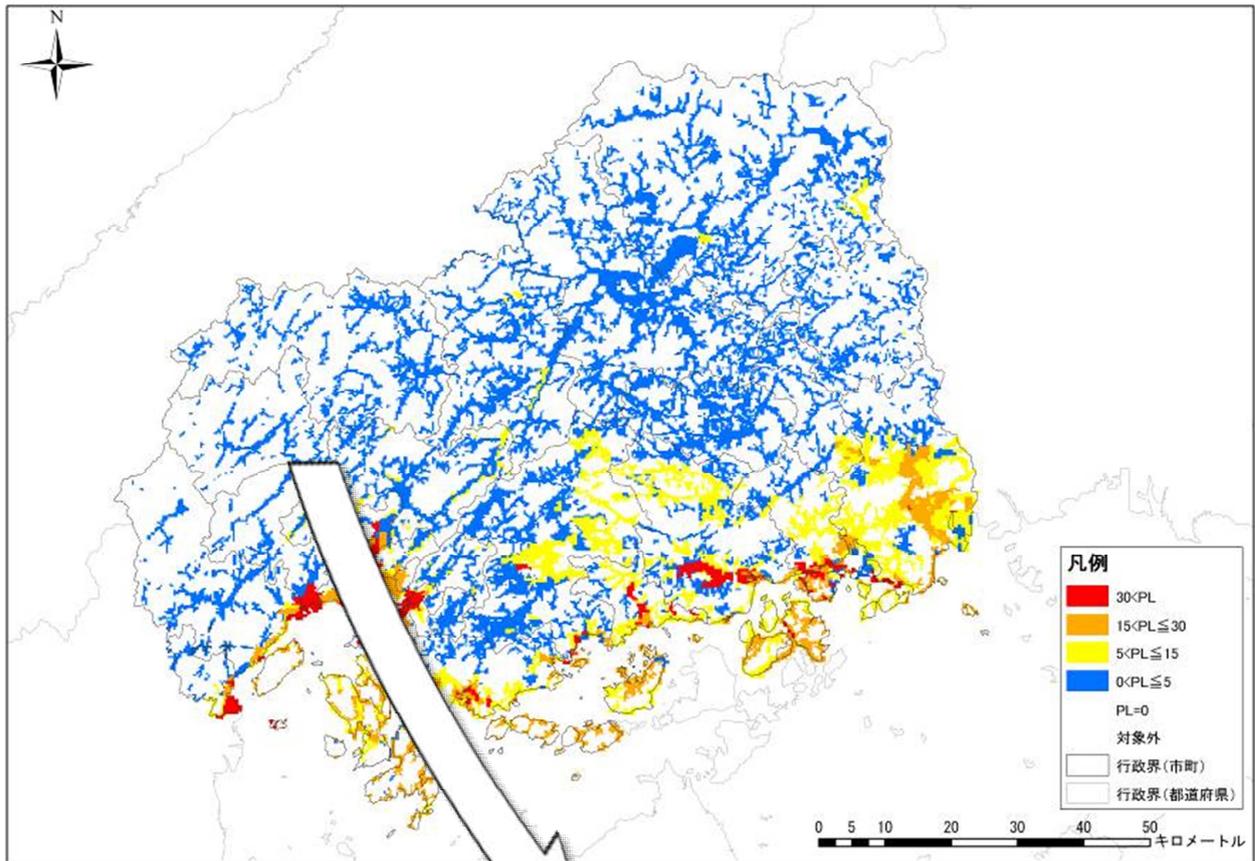
民間	準公共	公共
71	0	143

南海トラフ巨大地震被害想定 震度分布図



(図引用：広島県地震被害想定調査検討委員会資料)

南海トラフ巨大地震被害想定 液状化危険度分布図



(図引用：広島県地震被害想定調査検討委員会資料)

②どこにでも起こりうる直下型地震

広島県内及び隣接する島根県には多くの活断層があり、これらを震源とする直下型地震が発生すれば甚大な被害が想定される。

なお、広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年（2013 年）10 月）による本町に関する結果（被害が最大となるシーン 冬、深夜、風速 11m/s）を次に示す。

地震動面積割合（％）

震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
18.3	25.8	37.8	15.3	2.8	0

液状化 PL 値面積割合（％）

対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30≤PL
58.3	29.9	3.4	8.4	0	0

土砂災害危険度ランク A の箇所（箇所）

急傾斜地	地すべり	山腹崩壊
56	0	49

建物全壊（棟）

揺れ	液状化	土砂災害
1,262	56	0

建物半壊（棟）

揺れ	液状化	土砂災害
3,375	104	1

火災による建物被害（件、棟）

出火件数	残出火件数	焼失棟数
2	0	9

死者（人）

建物倒壊	屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	ブロック塀等の倒壊

負傷者（人）

建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の倒壊
	屋内収容物移動・転倒			
898	18	0	0	0

負傷者のうち重傷者（人）

建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の倒壊
	屋内収容物移動・転倒			
139	3	0	0	0

要救助者（人）

揺れによる	
114	

ライフライン被害（人、軒、回線）

上水道	下水道	電力	通信
断水人口	支障人口	停電軒数	不通回線
3,255	3,306	4,051	5,338

道路被害（箇所）

直轄道路	直轄国道以外
6	76

避難者（当日、1日後）（人）

避難所	被害時要援護者	避難所外
832	189	554

帰宅困難者（人）

帰宅困難者	滞留者
1,278	2,304

物資需要量（当日、1日後）（食、瓶、枚、基）

食料	飲料水	毛布	仮設トイレ
2,994	9,764	1,663	40

災害廃棄物発生量（万 t）

可燃物	不燃物
2	7

エレベータ被害（人）

閉込者数
1

危険物施設被害（箇所）

火災	流出	破損等
0	0	4

文化財被害（件）

国宝、国指定重要文化財		県指定重要文化財	
揺れ	火災	揺れ	火災
0	0	0	0

孤立集落（集落）

農業集落	漁業集落
0	0

ため池（危険性高）（箇所、人）

箇所	影響人口
3	16

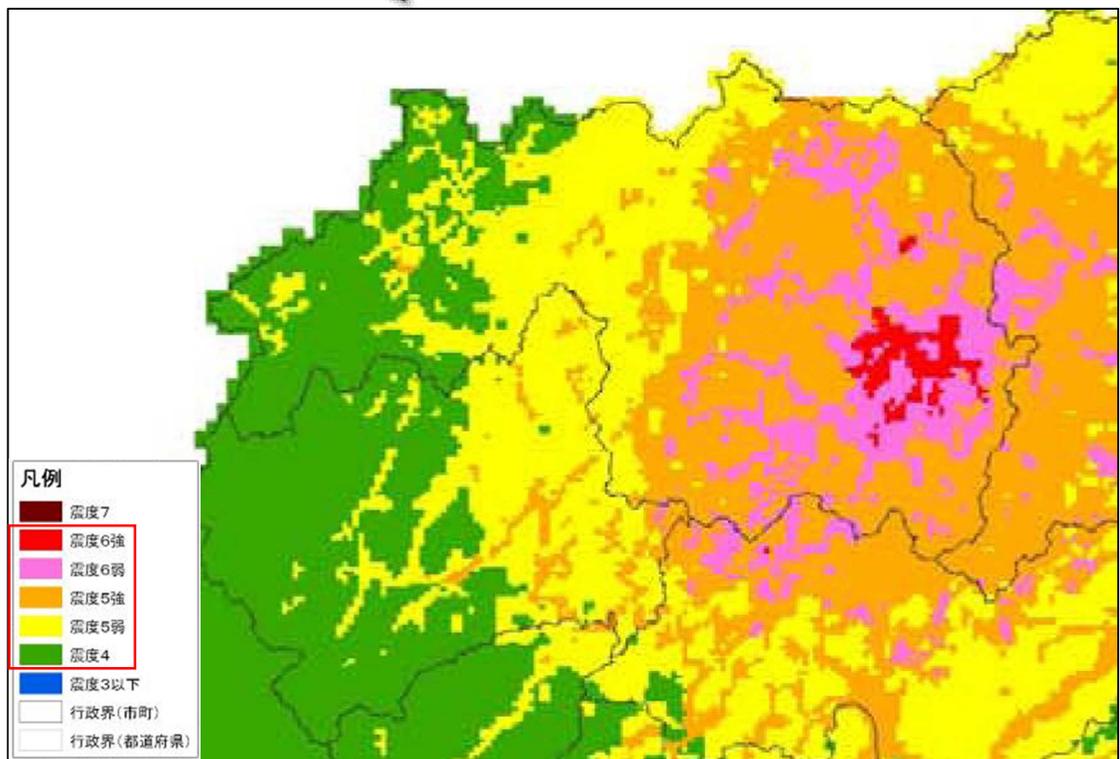
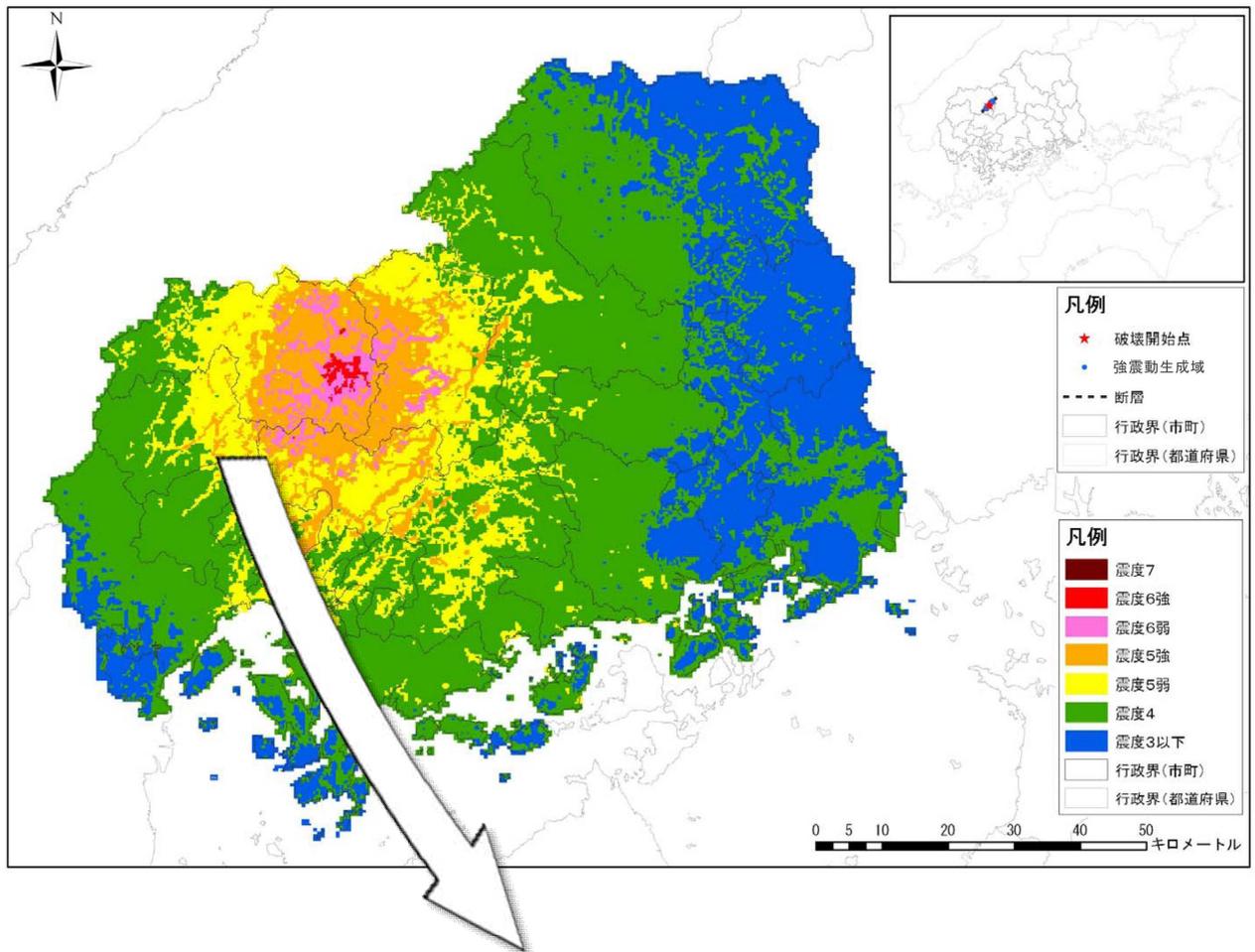
重要施設（機能支障有）（棟）

災害対策	避難	医療
0	5	0

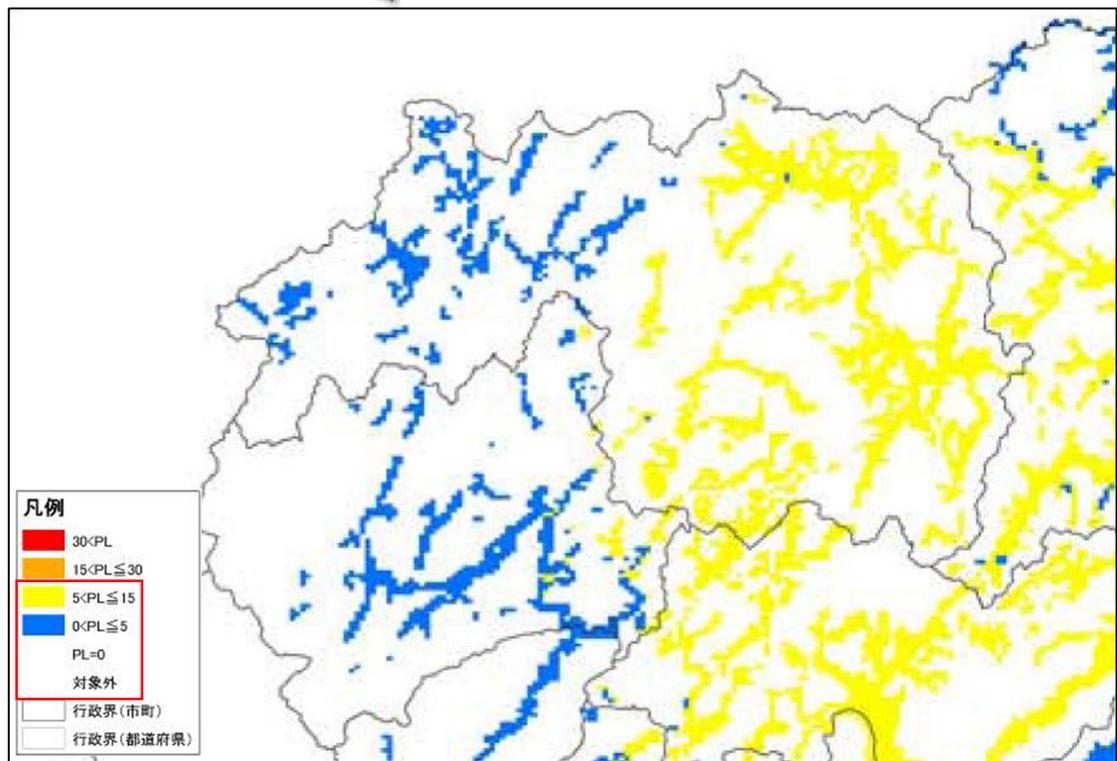
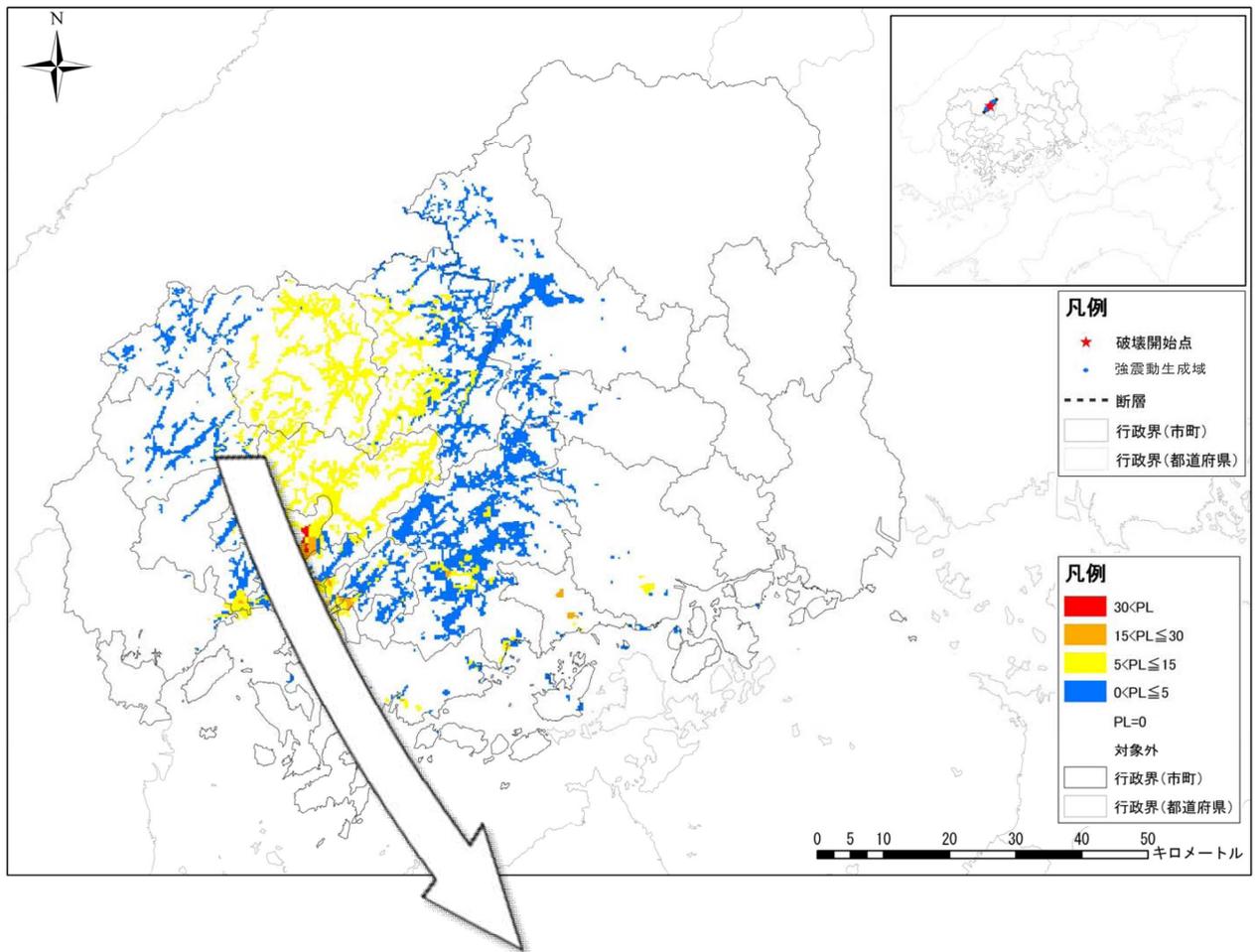
経済被害（直接被害）（億円）

民間	準公共	公共
651	23	245

どこにでも起こりうる直下型地震 震度分布図



どこにでも起こりうる直下型地震 液状化分布図

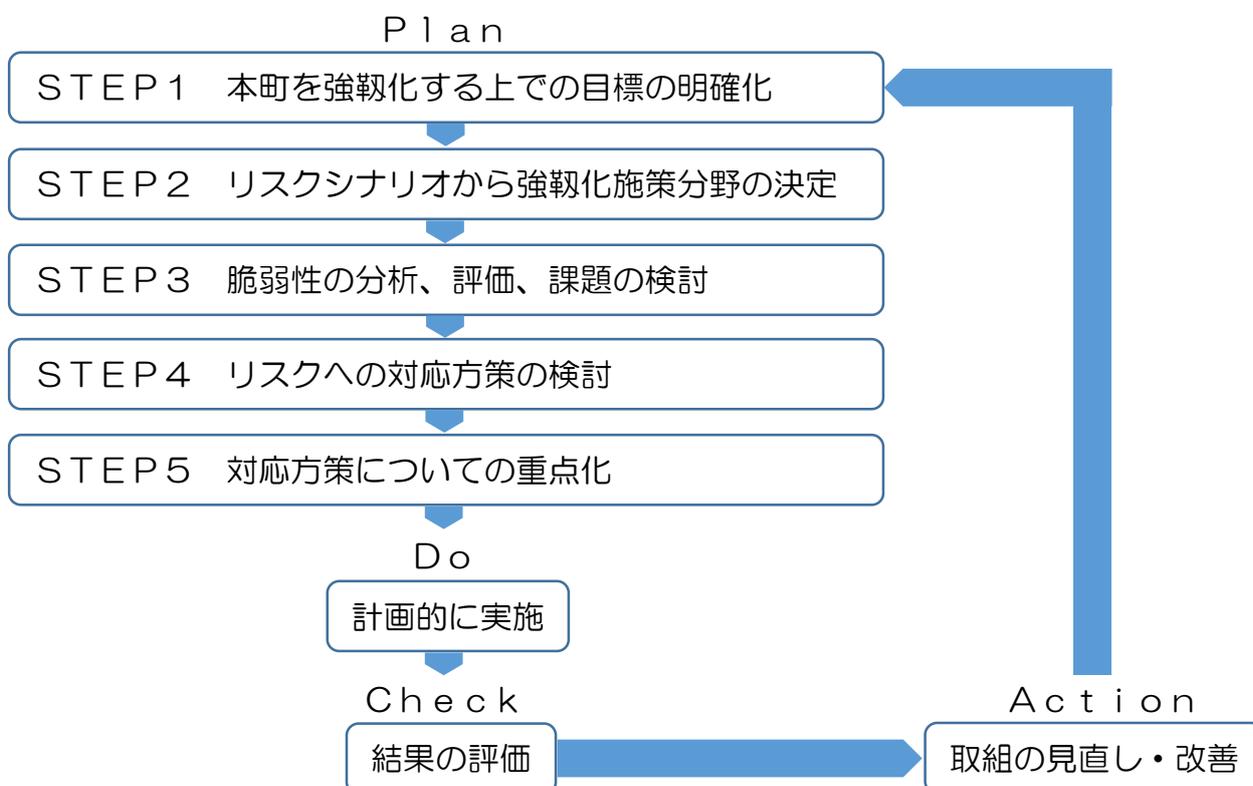


第3章

強靱化計画

第1節 計画の進め方

ハード・ソフト対策の適切な組み合わせを考慮しながら、本町の地域特性に応じたリスクマネジメントとしての取組を以下の手順で計画する。



STEP 1 本町を強靱化する上での目標の明確化

基本計画に規定された「基本目標」「事前に備えるべき目標」を参考とし、本町の強靱化の目標設定を行う。

STEP 2 リスクシナリオから強靱化施策分野の決定

基本計画及び県計画にある「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を参考に、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、本町地域状況を考慮した強靱化施策分野を設定する。強靱化施策分野は個別施策分野と横断的分野で設定する。

【個別施策分野】

- ①行政施策分野（行政機能、防災啓発等）
- ②住環境分野（住宅・建設・環境）
- ③保健医療・福祉分野
- ④産業分野（金融、情報通信、産業構造、農業）
- ⑤国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

【横断的分野】

- ①リスクコミュニケーション*分野
- ②長寿命化対策分野
- ③過疎対策・産業振興分野

STEP3 脆弱性の分析、評価、課題の検討

脆弱性の評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。STEP2で設定した、起きてはならない最悪の事態について、事前に備えるべき8つの目標ごとに設定した最悪の事態に対して、現在の取組状況からどのような取組が今後必要になるかを分析する脆弱性評価を実施する。

STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP3で得られた脆弱性の評価結果から必要施策を検討し、推進方針として整理するとともに、進捗管理を行うための数値化指標を可能な限り設定する。また、「横断的分野の推進方針」及び「本町のみでは対応が困難な取組」についても整理する。

STEP5 対応方策についての重点化

STEP4を基に、基本目標である「人命の保護」を最優先とし、それに対する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

*リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、リスクの影響を受ける関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。

第2節 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

「第1節 計画の進め方」のSTEP 1、2にある「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護を最大限図る	1-1	建物、公共施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	ゲリラ豪雨・台風による大規模な水害
		1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-4	多数の災害関連死の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助、救命、医療活動等を迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での飲食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救命活動等の絶対的不足
		2-3	帰宅困難者の受入・発生の抑制等
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疾病、感染症の大規模な発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
5	大規模自然災害発生直後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	農業、産業施設等の被災
		5-2	金融サービス等の機能停止により、住民生活等に甚大な影響が発生する事態
6	大規模自然災害発生直後であっても生活や経済活動に必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	6-1	電気や燃料等の機能停止
		6-2	上水道の供給停止や汚水処理施設等の機能停止
		6-3	交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次被害を発生させない	7-1	建物等の倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
8	大規模自然災害が発生した直後でも、地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞で、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第3節 脆弱性評価・分析を踏まえた目標推進方針

事前に備えるべき目標 1	大規模自然災害が発生した場合でも人命の保護が最大限図られる
-----------------	-------------------------------

リスクシナリオ1-1	建物・公共施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
------------	-----------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

公共施設の耐震化率は、昭和57年（1982年）以降建築の新耐震基準のものが72.1%、昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準のものが27.9%、うち耐震化未実施のものは15.6%となっている。これについては、北広島町公共施設等総合管理計画に基づき、適正配置や長寿命化等に向けた取組を強化する必要がある。また、自分の命は自分で守るという認識から自宅で被災した場合の耐震化対策等について周知・啓発する必要がある。

1-1-① 公共施設の耐震化の推進

広島県が公表した南海トラフ巨大地震被害想定では、本町は震度4以下～5強の揺れが想定され、建物被害が全壊98棟、半壊382棟、これに伴う人的被害が負傷者13人とされている。今後は北広島町公共施設等総合管理計画に基づき、避難所となる基幹集会所の適正配置や長寿命化、バリアフリー化及び感染症対策に向けた取組を実施する。

1-1-② 住宅・建築物の耐震化や建築物等の倒壊防止対策の推進

民間建築物の耐震化については、北広島町木造住宅耐震診断補助事業により取組を行っているところであり（一般木造住宅の耐震化は50.5%と推測）、空き家等の対策についても庁内で空き家対策検討会議を行っている。また、自宅で被災した場合を想定して、耐震化対策等の重要性の周知・啓発を行っている。

1-1-③ 自助・共助の取組の強化

南海トラフ巨大地震が発生し、命の危険を感じた場合、少しでも早く安全と思われる場所へ避難する必要がある。このため、自宅の耐震化だけでなく、家具転倒防止対策、備蓄物資の確保が重要である。このことは、本町主催の自主防災組織等連絡会で周知・啓発している。今後は、洪水や土砂災害、直下型地震についても普及・啓発を行い、自助・共助の取組を強化していく。特に一人暮らしの高齢者等が増加しており、地域コミュニティによる支援活動は重要であることから、コミュニティ振興対策の充実を図る。

1-1-④ 救助・救出活動の能力向上

発災後、直ちに対応する消防機関の技術の向上・連携強化を目的に消防署・消防団が連携した訓練を実施するとともに、車両等更新計画に基づき、消防署・消防団への配備車両・資器材の更新を行い、災害対応能力の維持向上を図る。

1-1-⑤ 救助・救急、消火活動体制の強化と交通施設等の機能確保

大規模自然災害が発生した場合、警察、消防、消防団による応援は必要不可欠であり、平常時に応援を想定した訓練を行う等の連携が必要である。また、陸路の玄関口として、インターチェンジの施設管理者と連携を図り、避難路等の機能確保に努める。

1-1-⑥ 社会福祉施設等の整備や入所者等の安全の確保

災害発生時に、自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全の確保のため、防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により、防災・感染防止体制の強化を推進する。

目標値等

項目	現状	目標値等
住宅の耐震化率	50.5%（平成 29 年度）木造住宅耐震診断補助事業に取り組んでいる（平成 24 年度）	木造住宅耐震診断補助事業の周知啓発に努める（令和 2 年度以降随時）
公共施設の耐震化率	84.4%（平成 27 年度）	92.2%（令和 12 年度）
多数の者が利用する建築物の耐震化率	98%（平成 29 年度）	100%（令和 7 年度）
防災用品の購入や家具転倒防止対策の実施	普及啓発している	継続的に普及啓発する
自主防災組織の組織率	77.9%（令和 2 年度）	100%（令和 7 年度）
空き家対策の実施	空き家バンクによる有効活用、特定空き家の除却（令和 2 年度）	空き家対策総合支援事業等を活用し、空き家の解消に努める（令和 7 年度）
広域の応援を想定した訓練の実施	実施なし	年 1 回実施
社会福祉施設等の整備	昭和 56 年以前に建築された施設の耐震化率 80%（平成 29 年度）	施設設置者の施設整備計画にあわせリスク解消に努める

リスクシナリオに対する脆弱性

長時間のゲリラ豪雨や台風が接近した場合は、河川の氾濫等による水害や土砂災害が予想される。

1-2-① 河川整備等の推進

国、県及び町が連携し、重要水防区域の巡視等を行い、ハード・ソフト対策に取り組んでいる。関係機関とともに、管理する堤防の高さ、強度が不十分な箇所を合同巡視し、要望活動を実施していく。また、地域内の小河川において、土砂の堆積により河川断面が激減している箇所の浚渫工事を推進する。

1-2-② 避難対策の推進、気象情報等に関する町民の理解促進

国土交通省が公表した1,000年に一度を超える確率で起こる想定最大規模の洪水が起こった場合の浸水想定区域図を基に、北広島町ハザードマップを作成し、関係ホームページ等で公開する。また、最近ではゲリラ豪雨や台風等、想定外の事象が起こっており、町が発令する避難情報の重要性が増している。町としては、早めの避難情報の発令を継続するとともに、避難情報が持つ意味、気象情報などの防災情報を自分で得ることの大切さを理解してもらうよう啓発していく。

1-2-③ 農業用ため池の防災力の強化の推進

農業用ため池の利用や管理の実態及び健全度を踏まえながら、受益者や地域全体で利水と安全対策に取り組む。特に決壊時に甚大な災害が予測される防災重点ため池については劣化診断を基に防災工事や低水管理、廃池の検討を行い、管理者による定期点検を実施していく。また、決壊時の浸水想定区域図（ハザードマップ）により、下流住民の浸水区域の把握や避難経路の確認を行う。

目標値等

項目	現状	目標値等
河川区域の合同巡視や要望 気象情報等の伝達理解促進	ケーブルテレビ、防災行政無線、メール配信サービスで情報発信している（令和2年度）	さらなるケーブルテレビへの加入促進、新たな情報アプリケーションへの登録を促進する（令和2年度以降随時）
ハザードマップの周知啓発	土砂や浸水の災害区域図の見直しによるハザードマップの修正を行っていない	紙ベースのハザードマップではなく、関係ホームページ等から確認する方法を町民に啓発する（令和2年度以降随時）
農業用ため池の維持管理	ため池管理者により施設の維持管理状況や健全度、定期点検の頻度が異なる	決壊時に被害が最小限となるよう定期点検の実施、農閑期や豪雨時の低水管理等の啓発を行う（令和2年度以降随時）

リスクシナリオ1-3	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
------------	-------------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

ケーブルテレビ(ちゅピCOM告知放送、データ放送)、防災行政無線(アナログ方式)、メール配信サービス、広報車等様々な情報伝達手段があるが、大規模自然災害によって情報伝達手段が利用できないケースが生じたときの代替案が確立されていない。

1-3-① 情報伝達体制の多重化

本町の防災行政無線はアナログ方式で、令和4年11月末以降は使用できなくなる。

よって、防災行政無線に代わる情報伝達手段を導入し、既存の情報伝達手段との多重化により、体制強化を図る。また、AMラジオ局のAM放送廃止とFM放送への転換が進められており、広い町域を有する本町の地勢上、難聴取地域が拡大することが想定されることから、解消に向けた取組を検討する。

1-3-② 避難行動要支援者対策の促進

避難行動要支援者名簿を活用しての避難訓練や個別支援計画の作成、民間事業者や自主防災組織、民生委員児童委員等と連携した訓練を行い、連携体制を構築する。また、車椅子での移動を可能とする福祉車両の整備を検討する。

目標値等

項目	現状	目標値等
防災行政無線に代わる新たな情報伝達手段の構築	アナログ方式の防災行政無線は令和4年11月末以降使用できなくなる	令和3年3月末で既存の防災行政無線を廃止し、防災行政無線の代替となる情報伝達手段を導入する(令和2年度)
避難所運営訓練の充実	実際の防災訓練は実施できていない	実際の防災訓練を実施し、関係者との連携方法について随時修正を行う(令和2年度以降随時)
避難行動要支援者の個別支援計画の作成	一部作成済である	民生委員児童委員等と連携して、必要な要支援者の計画を作成する(令和2年度以降随時)

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害の発生に備え、医療関係機関等と連携体制を確保しなければならないが、管内の医師会と災害時における医療救護に関する協定を締結していないため、早急に締結に向けて検討する必要がある。また、避難所生活を想定しての飲食料、毛布等の生活物資は備蓄しているが、受入体制は十分とはいえない。

1-4-① 医療体制の構築

山県郡医師会と災害時における医療救護に関する協定を締結し、医療救護体制の構築を図る。締結後は、避難所内での疾病、患者の緊急搬送等が必要な状況を想定して関係機関との調整や訓練を行う必要がある。

1-4-② 避難所での生活環境の向上

避難所生活が長期化した場合、飲食料だけでなく、避難所での生活環境の向上を図る必要がある。避難所の機能強化に向けて、避難所運営訓練や救援物資の受入体制が確立できるよう自主防災組織と連携して訓練に取り組む。

1-4-③ 避難行動要支援者の支援強化

福祉避難所との連携を強化し、資機材の充実や運営体制の構築を図る。

目標値等

項目	現状	目標値等
医療機関等との連携体制の構築	山県郡医師会との連携体制を構築しておらず、災害時初期の医療救護に支障をきたしている	協定を締結し、医療救護体制を構築する（令和2年度以降随時）
避難所での生活環境を向上させ、機能強化を図る	災害物資はある程度、備蓄できているが、量・種類ともに乏しい	災害物資の充実を図り、保管場所の確保を検討する（令和2年度以降随時）
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	要配慮者利用施設を地域防災計画へ掲載済	随時要配慮者利用者施設の見直しを行うとともに避難確保計画の作成支援を行う（令和2年度以降随時）

事前に備えるべき目標 2	大規模自然災害発生直後から救急・救助、医療活動等が迅速に行われる
-----------------	----------------------------------

リスクシナリオ2-1	被災地での飲食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
------------	---------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害に備えて、町、県で備蓄物資を確保しているが、ライフラインの途絶や救援物資の到着が遅れると備蓄物資がなくなり、物資の供給がストップしてしまう。

2-1-① 飲食料等の備蓄の推進

町民、町、県それぞれが役割に応じた備蓄に努める。飲食料の備蓄だけでなく、避難所での生活環境に配慮した物資、薬や眼鏡等、一人一人に必要なものを自らで考え、確保するように町民に働きかける。このため、避難ハンドブック等の製作を検討する。

2-1-② 物資調達・供給体制の構築

備蓄物資や医薬品の供給に関しては、関係者と協定を締結しているが、協定者との実動訓練は未実施であるため、関係者と共同で供給や受入の訓練を行い、体制づくりに努める。

2-1-③ 水道施設の耐震化

災害時においても生活に必要な水の給水確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、管路の更新、被災地の速やかな復旧、給水体制の構築に努める。

2-1-④ 避難行動要支援者に対する物資供給体制の整備

避難行動要支援者に対する備蓄物資の確保を進める必要がある。しかしながら、個別のニーズに対応するのは困難なため、日頃から個々に必要な物資を備えるよう呼びかけるとともに、協定等で供給が得られる体制づくりを検討する。

2-1-⑤ 救援物資等の輸送路の確保対策

国や県の道路啓開計画等を踏まえつつ、関係機関と連携し、道路網等の強化を図る。また、孤立集落を出さないため、集落間道路の法面崩壊防止対策を推進する。

2-1-⑥ ヘリコプターによる支援体制の強化

大規模自然災害で道路が壊滅的な被害を受けた場合、空路での救助、救急や物資の輸送を、自衛隊等を通じて行うことも想定される。輸送体制の確保に向けて関係機関との連携を図る。

目標値等

項目	現状	目標値等
避難所から、患者の緊急搬送等が必要な状況を想定して関係機関との調整を行う	山県郡医師会との連携体制を構築しておらず、災害時初期の医療救護に支障をきたしている	協定を締結し、医療救護体制を構築する（令和2年度以降随時）
避難所での生活環境を向上させ、機能強化を図る 避難行動要支援者に対する備蓄物資の確保	災害物資はある程度、備蓄できているが、量・種類ともに乏しい	災害物資の充実を図り、保管場所の確保を検討する（令和2年度以降随時）
水道施設の耐震化	上水道管路の耐震化は未実施である	広島県における水道事業の広域化の検討を踏まえ、今後、耐震化を図る（令和5年度以降随時）
災害時のヘリコプターによる支援体制の強化	災害時のヘリコプターによる支援を想定した実際の防災訓練は未実施である	実際の防災訓練を実施し、ヘリコプターによる輸送体制の構築を図る（令和2年度以降随時）

リスクシナリオ2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
------------	---------------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

自衛隊、消防署、警察、消防団等が広域で被災することで、救助、救急活動等が十分に行えない。

2-2-① 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

南海トラフ巨大地震のような大規模自然災害では、本町だけでなく広域で被災するため、近隣の自衛隊、警察、消防等も被災して、本来の活動が行えないことから、県を通じて自衛隊、警察の広域緊急援助隊、緊急消防援助隊への応援要請をすることが想定される。広島県緊急消防援助隊受援計画及び北広島町消防本部受援計画に基づき、宿营地等の活動拠点の確保を図る。

2-2-② 消防団や自主防災組織の充実強化

自助、共助に重要な役割を担う消防団や自主防災組織に防災訓練等への参加、協力を促し、活動を活性化させ充実強化を図る。

目標値等

項目	現状	目標値等
広域被災を想定しての連携確認や活動拠点の候補地を選定	図上訓練は行っているが、実際の防災訓練は実施できていない	実際の防災訓練を実施し、活動拠点候補地の検討を行う（令和2年度以降随時）
消防団や自主防災組織も対象とした訓練の充実強化	実際の防災訓練は実施できていない	実際の防災訓練を実施し、随時修正を行う（令和2年度以降随時）

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害が昼間に発生した場合、昼間人口の多い本町では、多くの帰宅困難者が発生すると想定される。道路やライフラインが被災し、帰宅が容易な状況ではなくなり、被災時に滞在している場所やその周辺での滞在を余儀なくされる。

2-3-① 帰宅困難者の受入体制の確保

被災時に思いもよらない場所での滞在を余儀なくされるため、数日間は帰宅できないことを想定して、備蓄物資等の確保を事業所等に依頼する。

2-3-② 道路網等の強化

帰宅困難者の早期解決を図るため、道路網等の強化を図る。

目標値等

項目	現状	目標値等
公共施設への備蓄物資の分散化と事業所への防災啓発	備蓄物資の保管場所が限られており、量・種類ともに乏しい	保管可能な公共施設に備蓄物資を分散させる（令和2年度以降随時）
帰宅困難者、災害時の緊急輸送を想定した道路網の強化	道路は各施設管理者で維持管理を行っている	帰宅困難者が発生した場合の情報連携をどのように図るか検討を行う（令和2年度以降随時）

リスクシナリオ2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
------------	------------------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害が発生すると、道路やライフラインの被災により、医療活動が円滑に行えない危険性がある。そのため、医療関係機関等と連携体制を確保しなければならない。しかしながら、管内の医師会と災害時における医療救護に関する協定を、現在締結していないため、早急に締結する必要がある。

2-4-① 医療体制の構築・交通網の寸断への備え

山県郡医師会と災害時における医療救護に関する協定を締結し、医療救護体制の構築を図る。締結後は、避難所における疾病患者の緊急搬送等が必要な状況を想定して関係機関との調整や訓練を行う必要がある。

目標値等

項目	現状	目標値等
医療機関等との連携体制の構築	山県郡医師会との連携体制を構築しておらず、災害時初期の医療救護に支障をきたしている	協定を締結し、医療救護体制を構築する（令和2年度以降随時）
避難所での疾病患者の緊急搬送等が必要な状況を想定して関係機関との調整や訓練の実施	避難所での疾病患者の緊急搬送等が必要な状況を想定して関係機関との調整や訓練ができていない	医療関係機関等と連携して避難所運営訓練を実施する（令和2年度以降随時）

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害の発生に備え、医療関係機関等と連携体制を確保しなければならないが、管内の医師会と災害時における医療救護に関する協定を締結していないため、早急に締結する必要がある。また、災害が起こると道路やライフラインの被災により、トイレや生活ごみの適正処理が行えず、疾病や感染症の発生、蔓延化を招く危険性がある。

2-5-① 感染症の発生、蔓延防止

感染症の発生、蔓延防止に向けては、保健所等関係機関からの、助言、指導体制を構築するとともに、避難所等における適正なごみ処理、生活ごみの収集運搬及び災害廃棄物の適正処理等に努める。

2-5-② 下水道対策の継続

耐震設計による下水道管渠の整備や下水道BCP（業務継続計画）に基づく適正管理を継続し、衛生面の悪化防止に努める。

目標値等

項目	現状	目標値等
感染症の発生や蔓延防止、下水道管渠の適正な維持管理	感染症の発生や蔓延防止に関して、北広島町災害廃棄物処理計画などを作成しているが、訓練等で実証していない 下水道BCP（業務継続計画）は作成済	防災訓練等で感染症の発生や蔓延防止に関する内容を実施する 下水道はBCP（業務継続計画）に基づく適正な維持管理を継続する（令和2年度以降随時）

事前に備えるべき目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
-----------------	------------------------------

リスクシナリオ3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
------------	------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

本庁舎、大朝支所及び豊平支所は耐震基準を満たしているが、芸北支所、消防庁舎においても本部・本署及び大朝出張所は耐震基準を満たしていない。また、備蓄倉庫も手狭で、備蓄品の数量・種類も豊富ではない。勤務時間外に災害が起こった場合、職員がどれだけ参集できるか、代替施設で業務を行うこととなった場合のパソコンや事務用品等が不足した場合、復旧・復興業務に支障を来す。

3-1-① 行政機能の維持

大規模自然災害により被災した際に、行政機能の維持、早期再開が図られるよう、体制の構築、職員の防災対応能力の向上等に努める。北広島町業務継続計画の検証を逐次行い、代替施設で業務を行う際の環境整備を推進していく。また、他自治体や応援協定に基づく支援の受入体制の整備等に努める。

3-1-② 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策

各種情報の遺失を防止し、被災した際にも迅速な再開ができるよう定期的なデータのバックアップや基幹系システム以外のクラウド化の実施、データセンターへのサーバー移設の検討等により適正管理に努める。また、業務を継続して行うことができるよう、パソコンの予備機を各支所に配置しておく。

目標値等

項目	現状	目標値等
行政機能の維持	北広島町業務継続計画は作成済みで、耐震性のある本庁舎に災害対策本部は常設している	北広島町業務継続計画の共有と検証を代替施設による業務を行う場合などを想定して環境の整備を推進していく(令和3年度以降随時)
情報システム等の機能強化や遺失防止対策の実施	基幹系システムは、クラウド化により、データセンターでデータのバックアップを行っているが、情報系システムは、定期的なデータのバックアップを行っているが、クラウド化は行っていない	被災した際の迅速な再開に向け、情報系システムのクラウド化を含めた情報システム等の機能強化を図る また、データセンターへのサーバ移設の検討を進める (令和4年度以降随時)

事前に備えるべき目標 4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
-----------------	--------------------------------

リスクシナリオ4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
------------	------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模災害が発生して、電気、電話、インターネットが機能しなくなった場合、町からの情報の発着信、町民による情報の発着信の手段が少なくなり、混乱を招く。

4-1-① 行政機関、情報通信事業者等との連携及び非常用電源の確保

大規模自然災害が発生すると関係行政機関等への応援要請を行うことになる。電話が不通になることも想定して、県の防災行政無線電話、衛星電話を利用するなど、情報通信が正確に行えるよう事前に確認しておく。また、町民が得る情報としては、ケーブルテレビ（ちゅピCOM）による告知放送・データ放送、緊急速報メール（エリアメール）等があるが、スマートフォン等を利用した防災アプリケーションを導入し、情報伝達手段の多重化を図る。これらの情報伝達手段が的確に利用できるように非常用電源の確保及び燃料の調達方法について検討する。

目標値等

項目	現状	目標値等
情報通信に関する関係機関との連携や非常用電源の確保	電話、インターネット、防災行政無線、衛星電話等を主な情報伝達手段として利用するが、非常用電源が乏しい	北広島町業務継続計画の共有と検証を代替庁舎による業務を行う場合などを想定して行う（令和2年度以降随時）

事前に備えるべき目標 5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
-----------------	----------------------------------

リスクシナリオ5-1	農業、産業施設等の被災等
リスクシナリオ5-2	金融サービス等の機能停止により、住民生活等に甚大な影響が発生する事態

リスクシナリオに対する脆弱性

本町は農業が盛んに行われているが、河川の氾濫が発生して農地が被災した場合、農業従事者のみで対応することは困難であり、BCP（業務継続計画）作成には取り組みにくい現状がある。

5-1 企業等のBCP（業務継続計画）作成支援等

土砂災害や河川の氾濫が発生した場合は、農林業従事者等の自助努力のみでは復興が困難な状況になる。産業団地内には様々な企業があり、被災すると復旧、復興活動にも影響するため、被害の軽減と早期の事業再開を目指し、県や関係機関と連携を図りながら、BCP（業務継続計画）の作成や耐災害性の向上を目指す。

農林業従事者にも一人の住民として、自分の命は自分で守る意識をしっかりと持ち、もたらうとともに、農地や山林の被災後の対応は地域等で協力して取り組む。

5-2 町内金融機関との連携強化

災害時でも金融サービス等が維持されるよう、町内金融機関との連携強化に努める。

目標値等

項目	現状	目標値等
BCP（業務継続計画）の作成等	北広島町商工会は、商工会員のBCP（業務継続計画）作成を促進している	各々の速やかな業務、日常生活の再開に向けて取り組むBCP（業務継続計画）の作成を町内の全産業に向けて啓発する（令和2年度以降随時）

事前に備えるべき目標 6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る
-----------------	---------------------------------------------------------------------

リスクシナリオ6-1	電気やガス等燃料の供給機能停止
リスクシナリオ6-2	上下水道の供給停止や機能停止

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害で被災した場合、電気やガス等の燃料及び上下水道は、避難所での生活環境や復旧・復興に大切な役割を担うものである。非常用発電設備等がない施設においては、電力等のエネルギーの供給停止、また上下水道の破損があった場合、上水道の供給停止及び下水道の機能停止が生じる。

6-1-① 災害時のエネルギー確保と早期復旧に向けた体制整備

電気やガス、上下水道、燃料等は生活必需品であり、各事業者等と連携のもと、施設の維持管理や早期復旧に向けた訓練等に努める。

6-2-① 水道施設の耐震化、排水機場及び農業用施設の強化、汚水処理対策の継続

災害時にも生活に必要な給水確保に向け、水道施設の耐震化や停電対策、被災後の速やかな復旧、営農活動が継続されるよう給水体制の構築に努める。また、耐震設計による下水道管渠の整備や下水道BCP（業務継続計画）に基づく適正管理を継続して衛生面の悪化防止に努める。

排水機場は、被災後の速やかな機能復旧に努めるとともに、農業用施設は、早期の営農再開に向けて施設の管理者（主に土地改良区又は水利組合）にBCP（業務継続計画）の策定に向けた取組を推進するとともに、機能復旧のための整備を支援する。

目標値等

項目	現状	目標値等
電気、ガス、上下水道、燃料等の供給機能維持	電気、ガス等のライフラインの維持管理や被災後の復旧計画等は各事業所で作成している	被災後の速やかな復興、復旧に向けて、ライフライン事業者等と協定を締結するなど連携を図る（令和2年度以降随時）

リスクシナリオに対する脆弱性

大規模自然災害が発生すると道路が寸断されるだけでなく、交通渋滞等が起こり、緊急車両や応援車両の通行の妨げとなり、復旧・復興が遅れる。

6-3-① 緊急車両等の円滑な通行の確保

復旧・復興活動等に必要となる車両の円滑な移動のため、緊急通行車両事前届出制度の運用や国・県の道路啓開計画及びETC2.0プローブ情報を活用する等の状況を確認できる体制を整える。

6-3-② 災害に強い道路等ネットワークの構築

緊急輸送道路ネットワークの機能強化、災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。老朽化した橋梁・トンネルの点検・修繕を行い、災害に強い道路ネットワークを形成する。

6-3-③ 車両による交通渋滞回避のための駐車スペースの確保

輸送用大型トラックや町外帰宅者のマイカーによる交通渋滞による緊急車両通行困難を回避するため、大型店舗やコンビニエンスストア等と非常時における駐車場の利用協定の締結を検討する。

目標値等

項目	現状	目標値等
緊急車両等の円滑な通行の確保	緊急通行車両の事前届出は実施しており、道路の被災状況はひろしま道路ナビ等で確認できる	被災後に通行できるルート を道路啓開計画やひろしま 道路ナビ等から得られるよ うに活用し、情報を共有で きる体制づくりを行う（令 和 2 年度以降随時）
災害に強い道路等ネットワ ークの構築	橋梁・トンネル危険度Ⅲ以 上の箇所数は、橋梁 107 橋、トンネル 1 本である（平 成 29 年度）	橋梁 90 橋、トンネル 0 本 を目指す（令和 7 年度）
車両による交通渋滞回避の ための駐車スペースの確保	災害時の大型車両等の駐車 スペースの確保について検 討できていない（令和 2 年 度）	交通遮断時の駐車スペース と駐車可能台数等を把握 し、大型店舗やコンビニエ ンスストア等と協定を締結 する（令和 2 年度以降随時）

事前に備えるべき目標 7	制御不能な二次被害を発生させない
-----------------	------------------

リスクシナリオ7-1	建物等の倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
------------	-----------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

直下型地震では震度6強の揺れが想定され、人的被害の多くは建物被害によるものであることから、住宅の耐震化対策や家具転倒防止対策等の倒壊防止対策を推進することが重要である。

7-1-① 住宅・建築物の耐震化や建築物等の倒壊防止対策の推進

民間建築物の耐震化については、木造住宅耐震診断補助事業により、耐震化に向けた取組を推進しているところである。空き家対策については、空き家対策検討会議を設け、特定空き家の解消に向けて協議を進めている。今後、特定空き家の除却だけでなく空き家の利活用も含め、空き家対策総合支援事業等の国の補助事業を活用し、空き家の解消に努める。また、自宅で被災した場合を想定しての耐震化対策、家具転倒防止対策、避難の妨げにならないようにブロック塀等の倒壊対策を実施する等の重要性を周知・啓発していく。

7-1-② 応急危険度判定の実施に向けた体制強化

発災後、応急危険度判定を円滑に行うため、予め県と連携し応急危険度判定士を確保する。また、町内在住の建築士が応急危険度判定士を取得するに当たっての支援のあり方を検討するなど、応急危険度判定士の育成・確保に努める。

目標値等

項目	現状	目標値等
住宅・建築物の耐震化や建築物等の倒壊防止対策	木造住宅耐震診断補助事業や空き家対策に取り組んでいる（平成24年度）	木造住宅の耐震診断の取組を継続し、耐震改修を促進する（令和2年度以降随時）
空き家対策	空き家対策検討会議を行い、特定空き家の解消に努めている（平成29年度）	空き家対策総合支援事業等を活用し、空き家の解消に努める（令和2年度以降随時）
対策応急危険度判定士の育成・確保	応急危険度判定士の育成・確保ができていない	広島県と連携して町内在住の建築士に対し応急危険度判定士の確保に努める（令和2年度以降随時）

事前に備えるべき目標 8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
-----------------	--------------------------------------------

リスクシナリオ8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
------------	--------------------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

直下型地震等で発生すると想定される災害廃棄物は、町が作成する北広島町災害廃棄物処理計画によって進める。芸北広域環境施設組合が運営している芸北広域きれいセンターで処分できる廃棄物の数量や内容には限界があるため、仮置き場等は候補地を複数選定し、被害が甚大で町が自ら災害廃棄物を処理することが困難な場合を想定する必要がある。

8-1-① 北広島町災害廃棄物処理計画に基づく訓練実施

北広島町災害廃棄物処理計画に基づく訓練を行い、計画に関する課題を関係機関と共有するとともに、改善し、より実用的な計画にしていく。

目標値等

項目	現状	目標値等
北広島町災害廃棄物処理計画の検証	直下型地震等による災害を想定して、北広島町災害廃棄物処理計画第1版を作成済（令和元年度） 北広島町災害廃棄物に係る初動マニュアルに基づく民間事業者との協定について協議中	直下型地震等の場合、膨大な災害廃棄物が想定されることから計画の内容を訓練等で検証し、処理体制の構築に努める（令和2年度以降随時）

リスクシナリオ8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
------------	---------------------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

本町は、地元建設業者で構成された団体と災害時の協力に関する協定を締結している。町から要請があった場合、災害復旧の応援を速やかに行うことになっている。しかしながら、想定される具体的な要請内容については、現在協議していない。なお、地元水道業者との災害時の協力に関する協定は締結していない。

8-2-① 地元業者との連携強化

災害時の協力に関する協定に基づき、町からの要請事項について協議するとともに、協定の相手方自身が被災後に業務を継続できるようにBCP（業務継続計画）を作成してもらい災害に備える。また、地元水道業者との災害時の協力に関する協定締結の可否について検討する。

8-2-② 復興を担う業者・人材の確保

速やかな道路復旧や応急危険度判定に向けて、地元建設事業者、水道事業者、応急危険度判定士等との連携強化を図るとともに、災害時に活用できる必要な重機、資機材及び人材の確保等に努める。

目標値等

項目	現状	目標値等
地元事業者等との連携強化	地元建設事業者で構成された団体と災害時の協力に関する協定を締結している	地元の建設事業者や水道事業者、応急危険度判定士は復旧・復興活動の重要な担い手となるため、連携強化を図り、人材確保に努める（令和2年度以降随時）

リスクシナリオ8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
------------	-------------------------------

リスクシナリオに対する脆弱性

直下型地震等では住宅被害が多数発生し、応急仮設住宅での生活を余儀なくされる人が発生する。隣近所で顔の見える関係が薄くなり、人口流出も懸念される。応急仮設住宅の建設候補地は公有地で確保するが、遺体安置所、ヘリコプターの離発着場や応援機関の活動拠点の候補地もこれに含まれる。

8-3-① 応急仮設住宅の建設候補地の検討や被災者の生活再建の支援

応急仮設住宅の建設候補地については、公有地で確保する。同様に遺体安置所、ヘリコプターの離発着場や応援機関の活動拠点の候補地も確保する必要がある。候補地については、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域内を除いて予め検討しておく。

8-3-② 被災者の生活再建の支援

被災者の生活再建を支援するための事務手続き等については、様々なものがある。そのため、職員が対応可能な生活再建に向けた支援には、どのような制度があり、どのように運用していくのか研修を実施し、対応能力の向上に努める。

目標値等

項目	現状	目標値等
応急仮設住宅の候補地の選定	応急仮設住宅の候補地としてふさわしい公有地を選定できていない	応急仮設住宅候補地の決定（令和2年度以降随時）
被災者の生活再建の支援	職員一人一人における被災者の生活再建に係る支援制度の研修ができていない	被災者の生活再建に向けて町ができる支援について研修し、対応能力の向上に努める（令和2年度以降随時）

第4節 横断的分野の推進方針

1. リスクコミュニケーション分野

- (1)災害対応を行う際は、全職員一丸となって迅速に対応しなければならない。このため、職員一人一人が日ごろから様々な防災・減災対策を学習し、実践できるようにする。
- (2)防災について学ぶ機会の充実や自主防災組織の活動支援、防災リーダーの確保・育成について、継続して取り組む。
- (3)防災・減災対策には関係者間の協働・連携が必要不可欠であることはいうまでもないことから、普段から顔の見える関係性の構築を図る。

2. 長寿命化対策分野

- (1)本町では、「北広島町公共施設等総合管理計画」を基に、長期的な視点で公共施設の維持管理を進めている。今後も各種施設の適正配置や長寿命化、コストの縮減、安全性の確保を継続する。